



# 和歌山県報

発行 和 歌 山 県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目 次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

\*18 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (自然環境課)..... 1

## 規 則

### 和歌山県規則第18号

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和7年3月25日

和歌山県知事 岸 本 周 平

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則  
和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例施行規則（平成31年和歌山県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

| 改 正 後   | 改 正 前   |
|---|---|
| (証明書の様式)<br>第5条 条例第5条第4項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。 | (証明書の様式)<br>第5条 条例第5条第3項の証明書の様式は、別記様式のとおりとする。 |

別記様式を次のように改める。

別記様式 (第5条関係)

(表面)

|  |                      |         |
|--|----------------------|---------|
|  |                      | 第 号     |
| 和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例第5条<br>第4項の規定による証明書 |                      |         |
| 写真   | 所属<br>職名及び氏名<br>生年月日 | 年 月 日発行 |
|  | 和歌山県知事 印             |         |

(裏面)

和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例 (抜粋)  
(土地への立入り等)

第5条 知事は、外来生物の生息若しくは生育の状況又は外来生物による生態系等に係る被害の状況に関する情報その他外来生物の防除の必要性の判断又は当該防除の実施に必要な情報を収集するための調査に必要な限度において、その職員又はその委任した者に、他人の土地又は水面に立ち入り、調査を行わせることができる。

2 知事は、前条第1項の規定による防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地若しくは水面に立ち入り、外来生物の捕獲等若しくは放出等をさせ、又は外来生物の捕獲等の支障となる立木竹を伐採させることができる。

3 知事は、その職員に前2項の規定による調査若しくは行為をさせる場合又はその委任した者に第1項の規定による調査をさせる場合には、あらかじめ、その土地若しくは水面の占有者又は立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

4 第1項又は第2項の規定により他人の土地又は水面に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

5 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。